

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年11月12日～2020年11月18日)

令和2年(2020年)11月20日

H E A D L I N E S

| | |
|--|--|
| 政治 動物保護法改正案に関するドゥダ大統領の発言 与党議員の党籍停止の解除 ワルシャワ高裁判事の免責特権の停止に関する最高裁判所の決定 モラヴィエツキ首相による「法の支配コンディショナリティ」に関する書簡の発出 モラヴィエツキ首相とメルケル独首相の電話会談 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援態勢 EU予算及び「法の支配コンディショナリティ」に対する政府関係者の発言 宗教と信念の自由に関する国際会議の開催 ドゥダ大統領のリトアニア訪問 サイバー防衛部隊、2025年までに運用開始 レオパルト2PL戦車の近代化 | <p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> |
| 治安等 検察が全体主義扇動者を起訴 独ザクソン州がポーランド及びチェコとの一時的な国境封鎖を発表 オンブズマンが情報漏洩に関する書簡を情報機関に送付 国境警備隊が不法移民を逮捕 情報機関がテロ組織のプロパガンダを広めるウェブサイトを閉鎖と発表 情報機関が中国情報機関に協力した2名の起訴を発表 ワルシャワ中心部で人工妊娠中絶に関する大規模抗議デモが発生 警察官が強盗に対して発砲 | |
| 経済 企業評議会によるEU予算に関する与党への陳情 欧州委、ポーランド政府による企業支援策を承認 10月の物価動向 10月末時点の財政赤字 Eモビリティ関連動向 空気汚染対策関連動向 ポーランド電力会社等によるフィンランド電力会社資産の購入(続報) 気候変動対策関連動向 電力会社による電気料金引き上げ要請及び家庭用電気料金の自由化 ワルシャワ医科大学による新型コロナウイルス感染症診断アプリの開発 | |
| 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事 | |
| 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp | |

内 政

動物保護法改正案に関するドゥダ大統領の発言【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ガゼタ・ポルスカ紙主催の会合にて、動物保護法改正案に断固として反対しており、同改正案の発効阻止のため最善を尽くす旨述べた。また、同大統領は、ポーランドの農家及び食品製造関係者が先の大統領選挙で自分に投票した理由はポーランドの農業を重視しているからであり、農業関係者の利益はその消費者の利益につながると述べた。同改正案は10月中旬に上院にて修正案が可決された後に下院で審議が行われておらず、ブダ農業・農村開発大臣は、11月初旬に本改正案に代わる新たな法案を現在政府内で策定中であると発言している。

与党議員の党籍停止の解除【17日、18日】

17日、与党「法と正義」(PiS)所属のコワコフスキ下院議員は、動物保護法改正案への対応をめぐりP

iSからの離党を表明した。同日、PiS執行部は、動物保護法改正案への反対を理由に9月17日より党籍停止処分としていた15名のうち、コワコフスキ議員及びアルダノフスキ前農業・農村開発大臣を除く13名の党籍停止の解除を発表し、翌18日には残る2名の処分解除を決定した。18日、コワコフスキ議員はカチンスキPiS党首と会談を行い、自身の所属に関する問題につき今後も協議を継続すると述べた。

ワルシャワ高裁判事の免責特権の停止に関する最高裁判所の決定【18日】

18日、最高裁判所規律部は、トゥレヤ・ワルシャワ高等裁判所判事の免責特権を停止する決定を下した。検察の主張では、トゥレヤ判事は、2016年12月の下院審議手続きをめぐる事案に関し、公判準備に関する情報や個人情報、目撃者の証言等を漏洩した疑いがもたれている。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相による「法の支配コンディショナリティ」に関する書簡の発出【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、自身のフェイスブックにおいて、EU予算の執行とEU加盟国の「法の支配」の状況を条件づけるメカニズムである「法の支配コンディショナリティ」は受け入れられないとする書簡をEU議長国であるメルケル独首相、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員長宛てに発出したことを明らかにした。

同首相は、同提案は、EU条約の実質的な側面を考慮するものではなく、恣意的かつ政治的に動機づけられた基準によるメカニズムであり、ポーランドは、そのような政治的かつ裁量による基準が実質的な評価を上回ることにつながるメカニズムを受け入れることができないと述べた。また、同首相は、そのようなメカニズムの導入は、個別のEU加盟国に対して異なる扱いをすることとなり、ダブル・スタンダードの適用による制裁の発動につながることにすると強調した。さらに、同首相は、同提案は、本年7月の欧州理事会による合意に適合的でなく、EU条約との関係から深刻な法的疑義が生じている、と述べた。

同書簡は、EU加盟国の権利が尊重される十分な保証がない限り、ポーランド議会においてEU予算を批准しない可能性についても言及している。

モラヴィエツキ首相とメルケル独首相の電話会談【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、メルケル独首相と電話会談を行い、EUの次期多年度財政枠組(MFF)

及び欧州復興基金について議論した。会談において、モラヴィエツキ首相は、先般、欧州議会とEU議長国ドイツが合意した「法の支配コンディショナリティ」は受け入れることができないと強調した。両首相は、経済を含む重要な分野でのEUと米国間の協力やエネルギーを含む安全保障、気候政策、国際場裏における協力の継続と強化について議論した。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援態勢【13日】

13日、国防省は、軍による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策支援の態勢を発表した。14の軍事病院、5つの予防医療センターが医療分野における体制を支援し、7つの新型コロナウイルス検査のための軍事研究所(内2つは機動的な研究所)があり、6つの空中搜索救難チームが待機態勢を維持している。

EU予算及び「法の支配コンディショナリティ」に対する政府関係者の発言【16日】

16日、ブリュッセルにおいて「法の支配コンディショナリティ」がEU加盟国の大使間で採択された。ポーランド及びハンガリーは同採択に反対した。

同日、ジョブロ法相(「連帯ポーランド」党首)は、記者会見において、モラヴィエツキ首相に対してEU予算について拒否権を発動するよう求める書簡を発出したと明らかにした。同法相は拒否権の発動がなされない場合、それはモラヴィエツキ首相に対する信任の完全な喪失を意味することになると述べた。ま

た、同法相は、この問題は、ポーランドがEUにおいて主権国家であるか、政治的・組織的に隷属するのかが決める問題であり、拒否権の発動は連立右派の一致した意見であると述べた。

同日、ヤブウォンスキ外務次官は、法の支配コンディショナリティは欧州委員会に無制限の権限を与える非常に危険であり、必要であればポーランドは拒否権を発動する用意があると述べた。また、ドヴォルチク首相府長官は、ポーランドは、7月の欧州理事会の合意が守られない場合、ポーランドが新たなEU予算について合意できないことは明らかであり、政府としてはEUが加盟国の相互に平等な取扱いに基づくものとなるよう一貫して努力していくと述べた。

また、ミュレル首相府報道官は、「ポーランドは、我々のパートナーの合理的なアプローチと合意に達することができるルールを発展を信じている。我々は、7月の欧州理事会の合意とEU条約に適合的である限り、建設的な解決にオープンである」とツイートした。

宗教と信念の自由に関する国際会議の開催【16日及び17日】

16日及び17日、宗教と信念の自由に関する国際会議がポーランドの主催によりバーチャル形式で開催された。同会議には、市民社会及び国際的な宗教団体の代表が参加し、宗教と信念の自由を達成するために国際社会がとるべき行動について議論された。同会合の冒頭にはヴァヴジク外務副大臣が出席し、参加者に感謝するとともに、政府、非政府組織等がより効果的に宗教の自由の権利を保護する努力をするべきであると強調した。会議の2日目は、三つのセッションに分かれ、それぞれ新型コロナウイルス感染症の感染拡大、持続的開発、安全保障との関連における宗教と信念の自由について議論が行われた。

また、同会議に合わせて「宗教の自由国際同盟」

の閣僚級会合が米国の主催により開催され、ポーランドからはラウ外相が出席した。同外相は、スピーチにおいて、国際場裏における宗教に基づく迫害からの保護についてのポーランドの積極的な関与について強調した。

ドゥダ大統領のリトアニア訪問【17日及び18日】

17日及び18日、ドゥダ大統領は、リトアニアを訪問し、ナウセーダ大統領及びスクバルネリス首相と会談した。両大統領は、地域安全保障、三海域イニシアティブ(3SI)での協力、EU、ベラルーシ情勢、ウクライナとの協力について議論した。両大統領は、二国間及びEUやNATOでの両国の協力について議論する大統領評議会を設立することで合意したほか、新型コロナウイルス感染症について議論するビデオ会合形式のビジネス・フォーラムの立ち上げを発表した。また、同大統領は、スピーチにおいて、今日、欧州が前例のない危機に直面する中で、国家間の団結はより重要となっており、連帯の考えに基づく3SIは欧州の団結の基礎となると強調した。

ドゥダ大統領は、下院において演説をしたほか、次期首相に就任予定のシモニーテ議員とも会談した。

サイバー防衛部隊、2025年までに運用開始【18日】

18日、国防省のサイバー防衛部隊創設統括責任者であるモレンダ国家サイバーセキュリティセンター長は、現在創設中のサイバー防衛部隊の運用を2025年までに開始することを発表した。

レオパルト2PL戦車の近代化【18日】

現在、ポーランド軍の主力戦車、レオパルト2PLの近代化改修が進行しており、2023年までに142両の同戦車の改修が予定されている。近日中に11両の改修が終了し、第1ワルシャワ装甲旅団(ヴェソワ所在)に配備される予定である。

治 安 等

検察が全体主義扇動者を起訴【13日】

ポーランド南西部ドルノ・シロンスキ県に所在するシュフイドニツァ地方検察庁は、全体主義体制の喧伝、扇動により12名を起訴したと発表した。主犯の2名は同県在住で、2016年から2018年までの間、ネオナチズムのコンサートを複数回主催した。同コンサートにおいては、全体主義国家体制を喧伝し、国家、倫理、人種、宗教上の違いを理由とした憎悪を扇動したほか、宣伝物を配布した。ポーランドや海外からの音楽グループも同コンサートに参加していた。そのほかの者については、CDやステッカー、キーホルダーなど、宣伝物を配布することを所持していたことを理由に逮捕された。

独ザクソン州がポーランド及びチェコとの一時的な国境封鎖を発表【16日】

独ザクセン州(ポーランド南西部ドルノ・シロンスキ県に隣接)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ポーランド及びチェコとの往來を原則として一時的に封鎖すると発表した。同州によると、専門的、社会的又は医療的理由による入国のみ、最大12時間を限度として隔離措置なしで認められるという。また、ショッピングや給油、文化的・スポーツイベントへの私的参加などを理由とする入国は認められないとのことであった。

オンブズマンが情報漏洩に関する書簡を情報機関に送付【16日】

アダム・ボドナル・オンブズマンは、中絶にかかる憲法法院の判決に反対する抗議デモを主催しているとされる「全国女性ストライキ」(Ogólnopolski Strajk Kobie)の中心人物マルタ・レムパルト氏が公安庁(ABW)に就職をしようとしていたとする情報を報道機関にリークしたとして、同長官のクシシュトフ・ヴァツウアレク大佐に書簡を送付した。同書簡において、機密情報の漏洩に関して、法執行機関が本事案について知らされているか説明するよう求めた。本件について、当地ポータルサイト「wPolarityce.PL」が11月上旬に掲載した記事によると、2007年、同氏のパートナーである「カタリーナ・K」氏は、ABWに履歴書を提出し、2年間の検証を経て次の段階に進んだが、最終的には採用されなかったとのことである。また、2011年にはレムパルト氏も同じ道を歩もうとしたが、間もなく選考から落とされたという。

国境警備隊が不法移民を逮捕【17日】

国境警備隊は、スロバキアと隣接するシロンスキエ県ズバルドンから入国し、移動中の自動車から飛び降りて逃走していたモルドバ市民7名を拘束した。当該拘束者らは、合法的に滞在するために必要な文書を所持していなかった。また、同県ジヴィエツにおいては、税関職員がトラックを検査し、不法に入国しようとしたアフガニスタン人6名をトレーラーの中で発見した。国境警備隊は、これ以外にも、10月中旬にはトレーラーの中に隠れていたエリトリア人4名、11月上旬には不法入国を試みたアフガニスタン人14名を逮捕していた。

情報機関がテロ組織のプロパガンダを広めるウェブサイトを開鎖と発表【18日】

公安庁(ABW)は、テロ組織ISのプロパガンダ資料を掲載していたとして、ポーランドドメインで登録されたウェブサイトを開鎖したと発表した。同庁によると、アラビア語で書かれた同サイトでは、ISが運営するラジオや出版社が発する過激な資料を宣伝することができたほか、利用者がそれに対してコメントすることも可能であったという。本件について、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャーリン報道官は、テロリストのプロパガンダを宣伝する内容が含まれるウェブサイト自体は同サイトが初めてというわけでないが、当該ウェブサイトを開鎖する

措置を講じた上で、現在、同サイトに関与した人物を特定する作業を進めていると述べた。

情報機関が中国情報機関に協力した2名の起訴を発表【18日】

公安庁(ABW)は、中国情報機関に協力していたポーランド人「ピョートル・D」(ピョートル・ドゥルバイヴォ、元ABW職員)及び中国人「ウェイジン・W」(王偉晶、元華為技術(Huawei)社員)をワルシャワの地方裁判所に起訴したと発表した。前者に対しては、警察による保護観察の下、仮釈放及び海外渡航の禁止という予防的措置が適用され、後者は現在も公判前拘留に処されている。今回の起訴内容においては、3年から15年の懲役刑が見込まれる。本件に関しては、2019年1月11日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャーリン報道官が両名の逮捕を発表しており、後者については過去に在グダンスク中国総領事館で勤務した経歴を有し、逮捕時には華為技術ポーランド支店に勤務していたとされる。

ワルシャワ中心部で人工妊娠中絶に関する大規模抗議デモが発生【18日】

18日午後6時頃、中絶に対する女性の権利を支持する数千人が国会前に集まり抗議デモを行ったほか、公共放送(TVP)前のワルシャワ蜂起広場でも抗議デモを行った。また、各所において警察との衝突も発生し、警察は、同広場に張り巡らされた非常線を破ろうとした参加者らに対して、催涙ガスを使用した。今時抗議デモにより、交通渋滞などが発生したほか、ワルシャワ首都警察報道官は20名を拘束したと発表した。

警察官が強盗に対して発砲【18日】

警察は、ワルシャワ市内で自動車強盗を働こうとしたジョージア人2名を逮捕した。その際、当該容疑者らが警察官に襲いかかろうとしたため、対処した警察官は2名に対して拳銃を発砲した。本事案においては、パトカーや民間人車両に損害が発生したものの、けが人は出なかった。当該事案は、ワルシャワ市内国立競技場付近のワシントン交差点で発生した。

経 済

経済政策

企業評議会によるEU予算に関する与党への陳情【16日】

主要な企業・雇用主連盟が参加する企業評議会(Council of Entrepreneurship)は、連立与党「統一右派」の各党首(カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、

ジョブロ「連帯ポーランド」党首、ゴヴィン「合意」党首)に対し、法の支配に関する条項を理由としてEU予算への拒否権を発動しないよう求める陳情を行った。企業評議会の書簡によれば、EU加盟以降、ポーランドは約600億ユーロをEUに拠出する

一方、約1,900億ユーロの資金供与を受けており、経済、インフラ、雇用、技術革新等に投資することで、急速な社会・経済成長を遂げることが可能となった。コバルスキ同評議会議長は、EU予算に拒否権を発動することにより、ポーランドは国家復興計画(2021~2027年)における企業支援のための約570億ユーロの割当てを失いかねないと指摘した。同評議会は、法の支配に対するポーランド政府の声明は投資家の信頼を損ねることになり、ポーランドへの投資や経済・社会見通しに影響を与えると言及した。

欧州委、ポーランド政府による企業支援策を承認

【16日】

16日、欧州委は、ポーランド政府による新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する約12億ズロチの支援策を承認した。同事業は、EUの国家補助規制に関する暫定枠組(公平な競争環境を守りつつ、同感染症の危機において加盟国政府が企業を支援することができるようにするもの)の下で承認された。支援は納税猶予や税金の分割支払い等の形で実施され、同感染症により売上高が25%以上減少した企業(金融部門を除く)が対象となる。欧州委によると、約30万社が同支援の恩恵を受ける見込みである。

マクロ経済動向・統計

10月の物価動向【13-16日】

中央統計局(GUS)によれば、10月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比3.1%増、対前月比0.1%増となった。サービス価格は対前年同月比7.3%増、商品価格は対前年同月比1.5%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた10月のコア・インフレ率は対前年同月比4.2%増、対前月比0.3%増となった。

10月末時点の財政赤字【18日】

財務省によると、10月末時点の歳入は3,440億ズロチ(予算案の79%)、歳出は3,560億ズロチ(予算案の81.8%)で、約120億ズロチの財政赤字となった(9月末時点では138億ズロチの財政赤字であった)。歳入は、税収が対前年同期比1.2%減となった一方で、中央銀行の剰余金や温室効果ガス排出枠オークション等の税外収入が増加したことにより、総額では対前年同期比3.3%増となった。

ポーランド産業動向

EMOビリティ関連動向【16日】

欧州自動車工業会(ACEA)によると、ポーランドは欧州諸国の中で電気自動車販売台数のシェアがギリシャ、スロバキア、リトアニア、エストニアとともに、最も低い5カ国の中の1つとのものである。また、販売台数の平均以上のシェアを占める非ディーゼル車はハイブリッド車のみであり、同結果はドイツや英国の市場とは対照的となっているという。ガス排出量が最も少ない国はオランダであり、ポーランドはブル

ガリア、スロバキア、ルクセンブルク等とともに最もガス排出量が多い国の1つとされる。ACEAによれば、充電インフラの整備は、ポーランドだけでなくEU全体においても、電気自動車部門の成長に追いついていないという。EU内の全充電インフラの4分の3はオランダを筆頭とする4か国に設置されているが、ポーランドの充電インフラは、EU全体の0.4%に過ぎないとされる。

エネルギー・環境

空気汚染対策関連動向【13日】

ドゥダ大統領は、熱の近代化とその支援に関する法律の改正に署名した。同改正は政府の大気汚染防止プログラム(Stop smog, Clean air)のより効率的な実施を目的とし、建物の中央排出登録簿(建物で使用される暖房のタイプを識別する仮想ツール)の作成、住宅の熱近代化のための資金(暖房設備の購入等)補助などが含まれる。これを受け、気候・環境省は、手続きの簡素化や低所得世帯が利用できる補助金の増額など、制度の改正を開始した。

ポーランド電力会社等によるフィンランド電力会社資産の購入(続報)【17日】

10月27日、PGE、PGNiG、ポーランド開発基金(PFR)等によるコンソーシアムは、フォーラム(フィンランド電力会社)がバルト三国、ポーランドに保有する熱発電所と暖房ネットワークの資産に入札したと発表していた。しかし、11月17日、同コンソーシアムは、バルト三国の資産購入を断念し、ポーランド内の資産の購入のみを目指すとして発表した。この発表とともに、PFR及びオーストラリアIFM基金がコンソーシアムから脱退した。フォーラムはこれらの変更を踏まえ、ポーランド内の資産価値を引き上げる可能性があるとしてコメントした。

気候変動対策関連動向【17日】

チェトヴェルティンスキ気候・環境副大臣は、今後10年間でポーランドはエネルギー転換のために2,000億ズロチを確保すると述べた。また、エネルギー転換に関連した投資の望ましい方向性として、①化石燃料に依存している地方における新産業の創出支援、②原子力エネルギー・洋上風力エネルギーに焦点を当てた、民生部門における分散型エネルギーの発展、③大気質の改善すなわち暖房・建築物のエネルギー効率への投資や電気バスの購入補助を掲げた。

電力会社による電気料金引き上げ要請及び家庭用電気料金の自由化【18日】

大手電力会社4社(PGE、Enea、Energa、Tauron)は、電力価格の上昇が想定されることか

ら、エネルギー規制局(URE)に対し、家庭向け電力価格表の約10%値上げを要求した(2020年は前年比40%引き上げを依頼)。一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電力需給、電力卸価格は低下しており、電力料金の引き上げは許可されるべきでないとの声も強い。

ポーランドはEUの中で唯一家庭用電力価格が国によって定められており、産業用の電力価格がEUの平均電力の約2倍に対して、家庭用電力価格はEUの中で最低レベルとなっている。このため、電力会社は家庭用部門の電力価格の自由化を求めている。

これに対し専門家は、電力価格の自由化には、市場に多数の強力なプレーヤーが存在し、適切な価格競争が行われる必要があり、一方で市場の安定性と流動性、そして敏感な電力需要者の保護のための計画が必要と述べている。

科学技術

ワルシャワ医科大学による新型コロナウイルス感染症診断アプリの開発【13日】

ワルシャワ医科大学の医療シミュレーションイノベーションセンターは、新型コロナウイルス感染症の診断アプリを開発した。同大学によれば、同アプリは簡単に利用できるとしている。オンラインサービスへの登録後、利用者はパルスオキシメーター試験の結果、息切れの主観的評価(1~10の基準値)及び体温の3つの情報を提供する。さらに1分間あたりの呼吸数や心拍数を提供すると、これらの情報が自動的

に医師や医療従事者に送られる。同センターのKaczorセンター長は、我々の目標はポーランドのヘルスケアシステムを落ち着かせることであり、同アプリにより、無症状であるが感染している可能性がある者の特定や医者に行くべきか自宅で静養すべきかを判断する材料となると述べている。同センターによれば、同アプリは既にオンラインで利用可能であるとしている。ただし、同アプリを購入した医院や自治体のシステムに組み込まれている場合を想定している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド

ド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されます。幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。また、11月7日から同29日までの間、食料品店や薬局以外のショッピング・センター内の店舗が閉鎖されます。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】 展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年12月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha、Marii Konopnickiej 26、30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで

御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせEメールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)